

大分市中心市街地地区都市再生整備計画事後評価（素案）について

■大分市中心市街地地区都市再生整備計画について

大分市では、都市再生特別措置法第46条第1項に基づき、大分駅を中心とした301ヘクタールの区域において、「市民が地域に誇りを持てるまちづくり」を大目標とした都市再生整備計画を令和元年度に作成しました。

本整備計画は令和2年度から令和6年度を計画期間とし、「荷揚町小学校跡地複合公共施設整備事業」「日豊本線西側鉄道残存敷整備事業」など16事業を行ってきました。

なお、事業推進にあたり、国土交通省の「都市構造再編集中支援事業費補助」を活用しています。

■事後評価について

「都市構造再編集中支援事業費補助」の交付を受けた場合は、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱（*1）に基づき、交付期間の終了時に目標の達成状況等について事後評価を行い、公表及び国土交通大臣に報告する必要があります。

大分市中心市街地地区都市再生整備計画は令和6年度が計画最終年度であることから、現在事後評価を進めており、まちづくりの成果や今後のまちづくりなどを事後評価シートに取りまとめました。

今回、市民の皆様からのご意見を事後評価に反映させることを目的として、パブリックコメントを行います。

■今後の予定

- ・令和7年2月下旬 事後評価委員会
- ・令和7年3月中旬 事後評価結果を国に報告
- ・令和7年4月 事後評価結果を公表